

介護保険制度のお知らせ

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

第1号被保険者の保険料は、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき改定されます。保険料は、計画期間における介護予防サービスなどの利用見込みに応じて算定されるため、サービスの利用量が増加すれば上がり、減少すれば下がります。

平成27～29年度の保険料は、下の表のとおりです。介護給付費などの見込み総額、高齢者人口の将来推計などを計算し、基準月額を5700円(年額6万8400円)と算定しました。

なお、低所得者対策として、所得段階の階層の見直しを行い、第1段階に別途公費を投入し、保険料額の軽減を図っています。

40～64歳の医療保険加入者(第2号被保険者)の介護保険料

保険料の算定や徴収などのおしきみが、第1号被保険者とは異なります。また、加入している医療保険(会社の健康保険や国民健康保険など)によっても異なります。詳しくは、加入している医療保険の問い合わせ先を確認してください。

民健康保険など)によっても異なります。詳しくは、加入している医療保険の問い合わせ先を確認してください。

保険料の納入(決定)通知書を7月中旬までに送付

保険料を納付書で納付する方には、納入通知書を送付します。7月分(第1期)の納期限は7月31日(金)です。

口座振替で納付する方、年金受給額から差し引く方(年額18万円以上の年金受給者)には、決定通知書を送付します。

便利で確実な口座振替のご利用を

保険料の納付には、納め忘れない便利で確実な口座振替をご利用ください。市税等収納取扱金融機関または市役所介護福祉課で、振替を希望する納期限の45日前までに手続きしてください。

保険料の減免

次のいずれかに該当する方は、減免や納付期間の猶予の制度があります。申請方法など詳しくは、問い合わせしてください。

▼第1号被保険者の介護保険料(27～29年度)

所得段階	所得判定基準	上段：月額 下段：年額
第1段階 (基準額×0.45)	*生活保護受給者 *中国残留邦人等の支援給付受給者 *本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 *本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)=80万円以下	2565円 3万780円
第2段階 (基準額×0.62)	*本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額=120万円以下	3534円 4万2408円
第3段階 (基準額×0.68)	*本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人が第2段階以外	3876円 4万6512円
第4段階 (基準額×0.9)	*世帯内が住民税課税、本人が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額=80万円以下	5130円 6万1560円
第5段階 (基準額)	*世帯内が住民税課税で、本人が住民税非課税かつ第4段階以外	5700円 6万8400円
第6段階 (基準額×1.2)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額125万円未満	6840円 8万2080円
第7段階 (基準額×1.25)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額125万円以上200万円未満	7125円 8万5500円
第8段階 (基準額×1.5)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額200万円以上300万円未満	8550円 10万2600円
第9段階 (基準額×1.65)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額300万円以上400万円未満	9405円 11万2860円
第10段階 (基準額×1.75)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額400万円以上600万円未満	9975円 11万9700円
第11段階 (基準額×2.0)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額600万円以上800万円未満	1万1400円 13万6800円
第12段階 (基準額×2.2)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額800万円以上1000万円未満	1万2540円 15万480円
第13段階 (基準額×2.4)	*本人が住民税課税で、前年の合計所得金額1000万円以上	1万3680円 16万4160円

※1 合計所得金額=収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、扶養・医療費控除などの所得控除をする前の金額。土地・建物の譲渡所得(特別控除前)、確定申告した株式譲渡所得(繰越控除前)を含む
 ※2 課税年金収入額=老齢・退職年金などの課税対象となる年金で、課税対象とならない遺族・障害年金を除く

- *震災・風水害・火災などで、住宅や家財などの財産に著しい損害を受けた
- *生計維持者の死亡や長期間の入院など、やむを得ない理由で収入が著しく減少した
- *生計維持者の収入が、事業や業務の休廃止、失業、天候不順による農作物の不作などの理由で、著しく減少した
- *世帯の収入が、一定の基準に満たない

■保険料を納めずにいると

- 介護サービス利用料の自己負担割合は1割(一定所得以上の方は2割)で、残額が介護保険から給付されますが、保険料を滞納すると次のとおり制限されます。
- *1年以上の滞納⇒介護サービス利用料が全額自己負担となり、後から申請することで給付分(9割)が払い戻される
- *1年以上の滞納⇒介護サービス利用料が全額自己負担となり、後から申請することで給付分(9割)が払い戻される
- *2年以上の滞納⇒介護サービス利用料の自己負担割合が一定期間3割となり、高額介護サービスが受けられなくなる
- ☆詳しくは、介護福祉課保険料担当へ。